

今週の注目材料 = 米中首脳会談含めG20サミットに世界が注目

2019年6月24日

28日、29日にインテックス大阪(大阪国際見本市会場・大阪市)において、20か国・地域首脳会談(G20サミット)が開催されます。

主要議題は世界経済、貿易・投資、イノベーション、環境・エネルギー、雇用、女性のエンパワーメント、開発、保険。

市場の注目は世界経済と貿易・投資に関して。外務省によるG20サミット公式ページでも、「ルールに基づく多角的貿易体制は重要な岐路に立っています」と示されているように、米国を中心に保護主義的な動きの拡大が世界的な大きな懸念材料となる中、G20としてどのようなメッセージを示すことが出来るのかが注目されます。

また、G20の場において、本番のサミットと同様に注目されているのが、各国首脳・主要国際機関が集まる場を利用した、二国間、複数国間の首脳外交。

特に通商問題での対立が長期化し、解決への動きが停滞している米中首脳会談に対する市場の期待感がかなり高まっています。

G20サミット前の25日には両国の交渉チームが大阪で予備会合を行うとの報道が一部メディアで流れるなど、両国とも今回の首脳会談をかなり重要視している様子。米中通商問題に対する前向きな動きが加速するきっかけとなるかが注目されます。

4月ごろまでは米中閣僚級会議などで両国間の通商問題に関する合意が内定し、G20での首脳会談で正式合意というシナリオが見られましたが、その後の両国の対立姿勢激化で、可能性はかなり低くなりました。

今後の当局者(事務レベル及び閣僚級)会議の再開と、できれば期日を決めての最終合意に向けた動きをアピールできるようだと、ドル買いにつながると期待されます。

その他の材料としては25日に予定されているパウエルFRB議長の講演が注目されています。

NYにある外交シンクタンクである外交問題評議会(Council on Foreign Relations)において講演を行うパウエル議長。テーマは経済の見通しと金融政策となっており、今後のFRBの動向を見通す上で大きな参考となりそうです。

先週のFOMCでこれまでの声明で見られた「辛抱強くなれる」という文言を削除し、会見では「不確実性の高まりを踏まえて、景気拡大を保つために、適切な金融政策対応を取ることを検討する」と、早期利下げの可能性を示すような発言を行ったパウエル議長。

今回の講演でも今後の利下げに向けた姿勢が注目されています。

FOMCで示されたメンバーそれぞれによる年末時点での政策金利見通し(ドットプロット)では、据え置きが8名で最多、二回利下げが次いで7名、一回利下げと利上げが一名ずつという状況。しかし、市場では次回7月のFOMCでの利下げをほぼ100%織り込む動きとなっており、9月のFOMCでの連続利下げもほぼ織り込み済み、12月のFOMCでも利下げを実施し、年内3回の利下げ見通しが大勢となっています。このギャップに対して、FRBのトップはどのように考えているのかといったあたりも注目。

今回のイベントでは質疑応答も予定されているだけに、突っ込んだ話が出てくる可能性も十分ありそうです。

山岡和雅 | minkabu PRESS編集部

1992年チェースマンハッタン銀行入行。1994年ロイヤルバンクオブスコットランド銀行（旧ナショナルウェストミンスター銀行）移籍。10年以上インターバンクディーラーとして活躍した後GCIグループに参画。2016年3月よりみんかぶ（現ミンカブ・ジ・インフォノイド）グループに入り、現在、minkabu PRESS編集部外国為替情報担当編集長。（社）日本証券アナリスト協会検定会員 主な著書に「初めての人のFX 基礎知識&儲けのルール」すばる舎、「夜17分で、毎日1万円儲けるFX」明日香出版社など

<免責事項>

本レポートは情報の提供のみを目的としています。投資に関する最終判断はご自身の責任においておこなわれるようお願いいたします。また本レポートに掲載している情報の正確性については伴線を期しておりますが、人為的、機械的その他何らかの理由により誤りがある可能性があり、株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイドは、利用者がこれらの情報を用いて行う判断の一切について責任を負うものではありません。また、株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイドが提供するすべての情報について、許可なく転用・転載等することを固く禁じます。

<著作権について>

本レポートの著作権は、原則として当社(株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド)が保有しており、著作権法、その他の法律および条約により保護されています。本レポートご利用のお客様は、私的使用目的の複製、引用等著作権法上認められている範囲を除き、当社およびその他著作権者の許諾なく、これらの著作物を翻案、公衆送信、営利を目的とする使用等いかなる目的、態様においても利用することはできません。